

人事制度等の修正について

本部は、2021年4月13日、「人事制度等の修正について」の提案を受けました。以下、報告します。

人事制度改正から2年が経過した現時点で、必要な改善を行い、より円滑な制度運用と制度定着を実現するとともに、今後予想される定年延長に伴う制度改正を見据え、先行して一部の修正に着手する。

記

1. 定年および昇給実施日の変更

社員の定年および定年退職日は、60歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末日とする。併せて、昇給の実施日を7月1日に変更する。

2. 昇格昇級手続きの変更

評価の確定・通知が行われ受験資格（評価累積ポイント）が確定してから昇格昇級試験の出願手続きを行うことが出来るよう、昇格および昇級手続き等の実施時期を改正する。

(1) 手続き実施時期の見直し

毎年6月に試験概要を社報に掲載し、7月に申請を行った者に対して、9月に筆記試験、11月に面接試験を行い、審査を経て12月に合格発表を行い、翌年4月に発令することを原則とする。

(2) 昇格昇級時のポイントの取扱い

昇格昇級時にゼロとなる評価ポイントについて、昇格昇級後の人事評価の確定時に一律2ポイント付与する。

3. 資格等級制度等見直し

資格等級に関わる事項について次の見直しを行う。

(1) 評価ポイントの見直し

- ①在職月数が1年に満たない者の評価ポイントについて、在職月数に応じて次の通りのポイント数とする。

年度評価	在籍6箇月未満	在籍6箇月以上12箇月未満
S	0	3
AA		2
A		1
BA		0
B		0

- ②通信教育ポイントについて、同一等級内最大2ポイント（ただしプロフェッショナル職群のみ最大4ポイント）、同一年度内最大1ポイント（ただしプロフェッショナル職群のみ最大2ポイント）とする。
- ③上司推薦ポイントを最大2ポイントとする。適用にあたっては、付与により評価累積ポイントが昇格昇級試験の基準を満たすことになる場合に限定する。

(2) 昇格昇級基準および職群転換基準見直し

- ①プランナーI等級からC等級への昇格要件である評価累積ポイントを2ポイントから4ポイントに変更する。
- ②本人希望によるプロフェッショナル職群からエキスパート職群、および、エキスパート職群からプランナー職群への職群転換基準を「直近2年度の役割行動評価の年度評価において、AA2回又はS1回以上かつBA以下無し」に変更する。

(3) エキスパート職群の初任給（一部）見直し

エキスパート職群大卒・院卒の初任給を198,000円に変更する。

4. 役割行動評価における個別項目の評価の表示変更

役割行動評価における個別項目の評価について、次の表の通り、5～1の表示に変更する。

評価	評価尺度
5	基準を大きく上回る行動、能力発揮が恒常的に見られる
4	基準を上回る行動、能力発揮が時々見られる
3	基準を完全（十分）に満たす行動、能力発揮が安定的に見られる
2	基準にほぼ近い行動、能力発揮が大体見られる
1	基準の行動を満たす行動、能力発揮があまり見られない

5. 業績評価の扱い見直し

プランナー職群（R 1 等級以上）とエキスパート職群（R 1 等級以上）について、業績評価の評価結果のみを期末手当に反映させる。

6. 実施時期

2021年4月1日から実施する。

以上
